

電流制限機能付スマートメーターにおける逆潮流に対する電流制限について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成 28 年 3 月以降、太陽光発電設備等を設置し、低圧で当社との受給契約を締結される場合において、1 台で供給電力量と購入（受給）電力量を計量する双方向計量機能付スマートメーターの設置を開始しています。

つきましては、電流制限機能を有した双方向計量機能付スマートメーターを設置した場合の逆潮流に対する電流制限機能について、下記のとおり、お知らせいたします。

敬 具

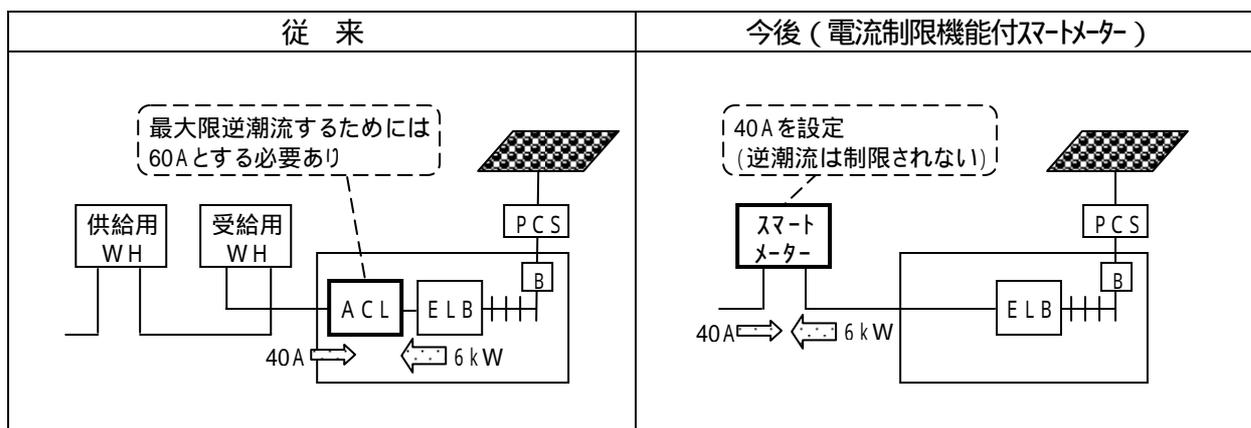
記

1 電流制限・双方向計量機能付スマートメーターにおける逆潮流に対する電流制限機能

従来、太陽光発電設備等を設置する場合、電流制限器（ACL）が逆潮流においても作動する仕組みであることから、多くの場合、需給契約容量を太陽光発電設備等の容量を踏まえた上で、定めていただいております。

今回導入した電流制限・双方向計量機能付スマートメーターについては、逆潮流による電流制限は行われない仕様としておりますので、需給契約容量については、太陽光発電設備等の容量を考慮いただく必要はございません。

[参考：最大負荷が 40 A で太陽光発電設備が 6 kW の場合]



2 留意事項

- 電流制限・双方向計量機能付スマートメーターの計器容量は、60 Aのみとなります。
- 発電設備容量が 12 kW を超過する場合、120 A 以上の双方向計量機能付スマートメーターの取付となりますので、スマートメーターでの電流制限はできません。
従来どおり、電流制限器（ACL）を設置します。

以 上